

国土動第134号
平成24年12月21日

社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課長



「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行について

標記については、平成23年4月28日付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第31号）による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号。以下「改正犯収法」という。）が平成25年4月1日から施行されることとなるが、この際、宅地建物取引業者が改正犯収法第4条に規定する取引時確認、同法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たって留意すべき事項について、別添1のとおり取りまとめたので通知する。

また、平成20年2月4日付け国総動第103号により通知している「不動産の売買における疑わしい取引の参考事例（宅地建物取引業者）」についても、今般の法改正に伴う条項番号の移動等を踏まえ、所要の改正を行ったことから、別添2によりあらためて通知する。

については、貴団体におかれでは、別添内容を踏まえ、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

なお、別添内容のうち、法改正に係る部分については、改正犯収法の施行の日（平成25年4月1日）から適用するものとする。